

第3回「竹島問題を学ぶ」講座（平成20年8月24日）

小・中学生にこう教えています竹島問題

隠岐小中学校教育研究会社会科部会

隠岐の島町立布施中学校 常角 敏

1. はじめに

2. 社会科部会の歩みと竹島問題の教材化

3. 隠岐の島町ふるさと教育副教材と竹島問題

4. 竹島問題の教材化の実際と授業実践

5. おわりに

第3回「竹島問題を学ぶ」講座

平成20年8月24日

小・中学生にこう教えています 竹島問題

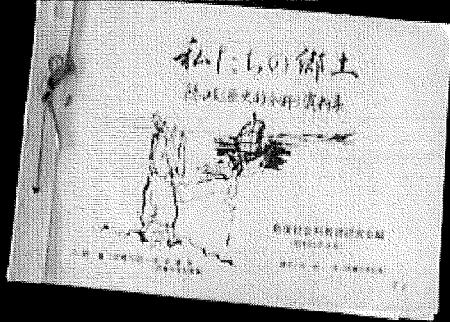


隠岐小中学校教育研究会社会科部会
隠岐の島町立布施中学校
常角 敏

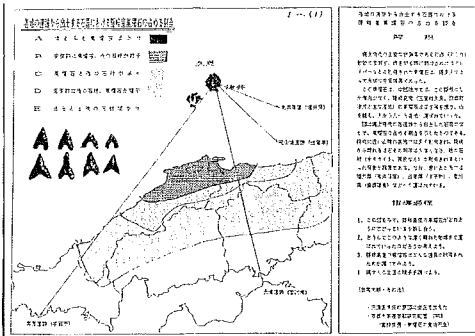
島後小中学校教育研究会 社会科研究会 (現隠岐小中学校教育研究会社会科部会)

- ・一貫して郷土の歴史、地理の教材化に取り組む
- ・その成果を「たちあがる隠岐」「歴史的分野資料集・私たちの郷土」等にまとめる
- ・各学校で授業実践

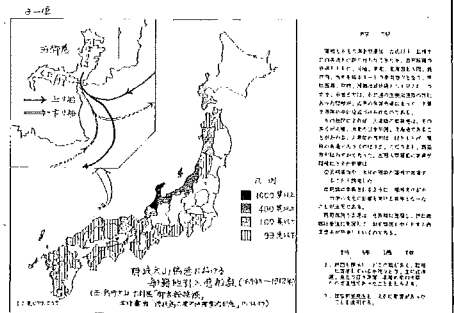
歴史的分野資料集「私たちの郷土」



隠岐黒曜石の分布(郷土資料集より)



北前船の入港状況(郷土資料集より)



流人嘆願書

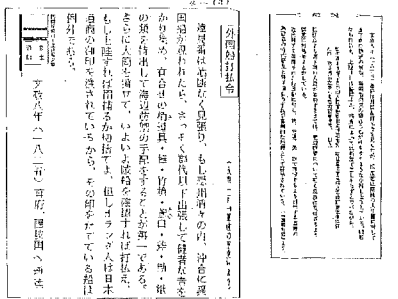
布施村流人の嘆願書

1857

私は安政三年辰六月当国へ流罪となり、
当村で生活してまいりました。この度御赦
免となり有り難く仕合わせに思っています。
長々御恩を受けてきましたのに、またまた
御厄介をお願いするのも恐れ多いものでは
ありますが、老年にもなりましたので御元
生まれ故郷へ帰りましても、世を渡ることは
不都合千万大いに難渋すると思えます。
何とぞ当村に住居させていただくならば、
これまで通り農業に専念して生活を営み、
村方は申すに及ばず、国中の妨げになるよ
うなことは少しも致しませんから、何とぞ
御憐憫をもって住居の旨、御上にお許し下
さいますようお願い成程お願い申し上げます。

1858
慶応四年辰六月
村役人様御中

外国船打払令(郷土資料集より)



竹島の扱いは？

竹島については、

「日本国島根県五箇村の領土」として扱うも、
教材の掘り起こしと教材化は進めてこず、各
人に任されていた。

中1の「国土の範囲」

中2の「ポツダム宣言」

中3の「国際社会」

で扱うも、教材化した図表、資料はなかった。

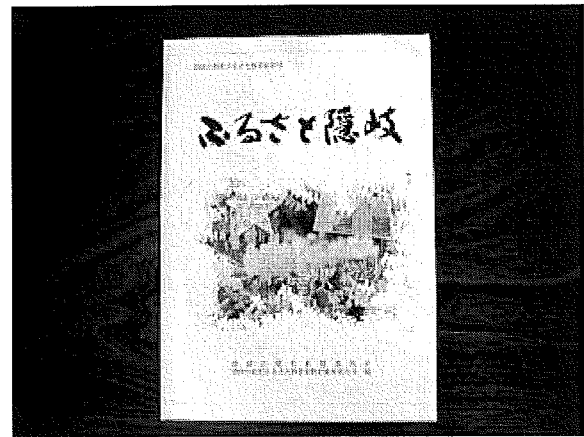
隠岐の島町ふるさと教育副教材

- ・町の実情を受け、隠岐の島町教育委員会が着手。
- ・10名の編集委員に委託
- ・社会科のみならず、理科、総合的な学習の時間
で使用する副教材を編集。

その中で竹島問題を扱うこととされた。

- 第1章 隠岐の地誌(7. 隠岐と竹島・鬱陵島)
- 第2章 隠岐の自然
- 第3章 隠岐の歴史
- 第4章 隠岐の伝統文化

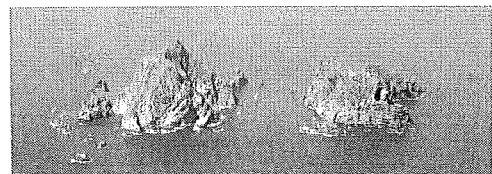
- ・社会科研究会は、第1章と第3章を受け持った。

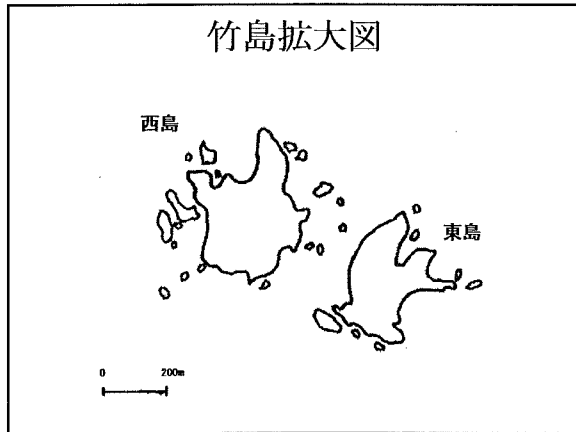
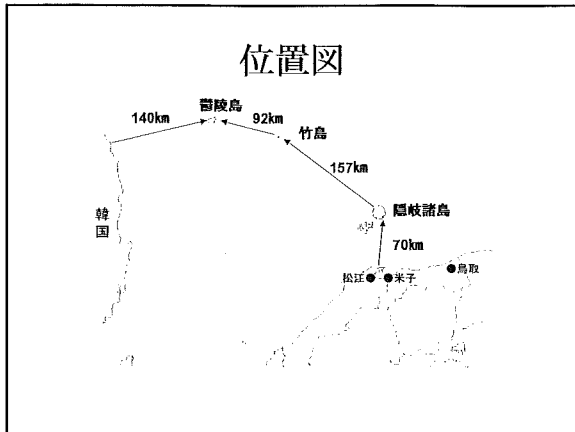


第1章 7. 隠岐と竹島・鬱陵島

- ・取材
- ・小中学生の発達段階を考慮し、わかりやすい
地図、写真、表、史料の作成する。
- ・竹島問題研究会からの教示
- ・客観的な文章表現を期して執筆。

はじめに 竹島写真



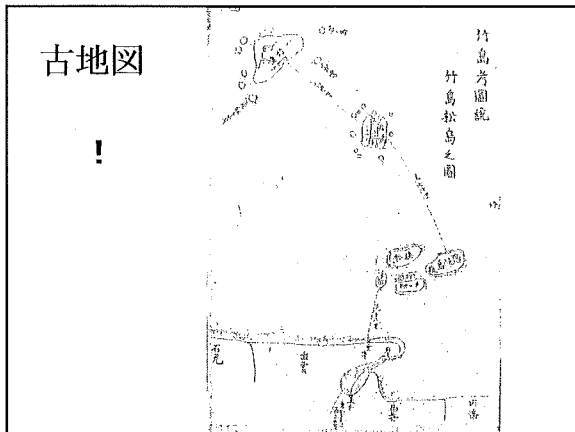


(1) 江戸時代の鬱陵島との関係

史料② 實文(1666)年7月 朝鮮に漂着した大谷家の船の乗組員 「大谷氏日記」より

名	前	年齢	職業	出身国	旦那寺
1	二郎兵衛	35	上乗	伯耆	大蓮寺
2	太郎右衛門	36	舟頭	伯耆	安国寺
3	久兵衛	40	鉄砲打	伯耆	福徳院
4	又右衛門	25	伯耆	西福寺	
5	与三右衛門	42	鯨油	伯耆	大蓮寺
6	太郎右衛門	37	隠岐	隠岐	浄土寺(小路村)
7	小作	36	隠岐	隠岐	浄土寺(小路村)
8	五郎作	32	隠岐	隠岐	浄土寺(小路村)
9	兵衛	38	舟大工	伯耆	万福寺
10	伝助	29	楫取	伯耆	法増寺
11	久右衛門	22	橋大工	伯耆	安国寺
12	伴兵衛	39	水夫	伯耆	安国寺
13	十兵衛	22	伯耆	伯耆	万福寺
14	伴助	29	隠岐	隠岐	万泉寺(北方村)
15	次郎左衛門	54	隠岐	隠岐	万泉寺(北方村)
16	治兵衛	27	伯耆	伯耆	万福寺
17	角助	32	伯耆	伯耆	法増寺
18	甚七	44	隠岐	隠岐	万泉寺(北方村)
19	九郎助	29	隠岐	隠岐	万泉寺(北方村)
20	五助	40	隠岐	隠岐	浄土寺(小路村)
21	彦七	30	隠岐	隠岐	浄土寺(小路村)

遺失した3隻のうち、1隻の乗組員の名簿、残る2隻は不明。



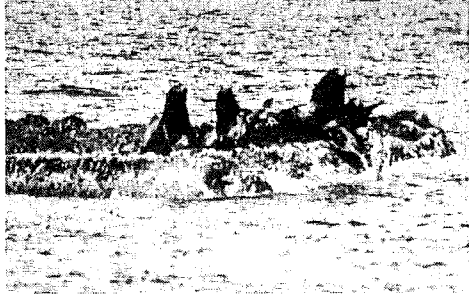
安龍福事件

コラム 安龍福、再び日本へ

海士町の村上家文書には、鬱陵島への渡海禁止令が出た1696(元禄9)年、安龍福が突然やってきて島後の西村に漂着し、後に大久村に滞在したこと、大久村では困っている安龍福ら11名に食料や海辺の家を提供し助けたことなどが記されています。

隠岐から伯耆・因幡に送られた安龍福たちでしたが、島取藩は幕府の指示をうけて彼らを追放しました。帰国した安龍福が「鬱陵島と竹島が朝鮮領だ」と証言したことが、今の竹島問題の大きな原因の一つになっています。

(2) 明治から昭和初期の竹島との関係



竹島の二ホンアシカ

島根県告示第40号

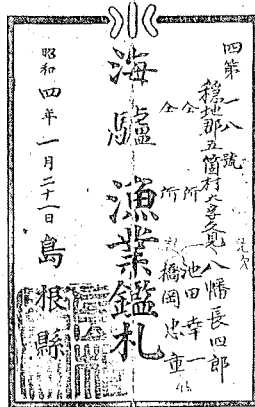
島根縣告示第四十號

北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル島嶼ヲ竹島ト稱シ自今本県所属隠岐島司ノ所管ト定メラル

明治三十八年二月二十二日

島根縣知事 松永武吉

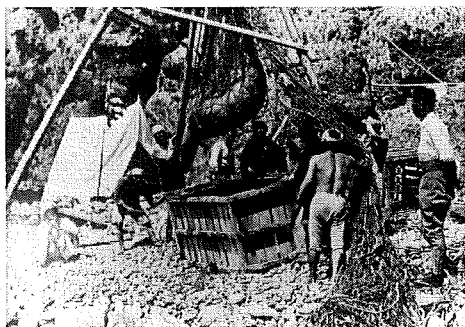
アシカ漁の鑑札



橋岡さんたちのアシカ漁 (1935年)



橋岡さんたちのアシカ漁 (1935年)



昭和10(1935)年 春(5月20日~7月10日)
収支決算書〔契約30頭、境港渡し1頭140円〕

収入の部	
アシカ捕獲 29頭	4,060円
干しアワビ	800円
計	4,860円
支出の部	
発動機諸経費	800円
人件費(漁夫) 13人	1,300円
海女 4人	600円
雑費	500円
米代	180円
小型船 3隻	250円
利益金	1,230円
計	4,860円

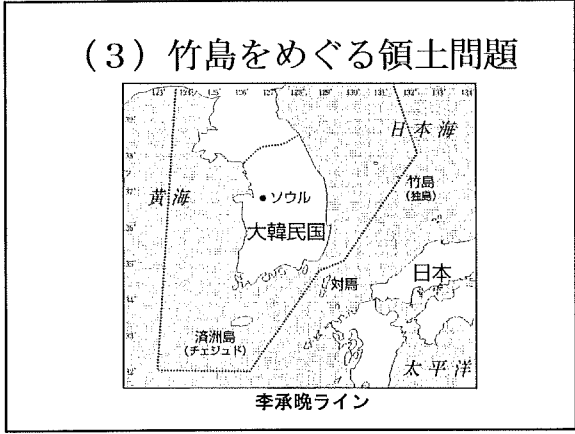
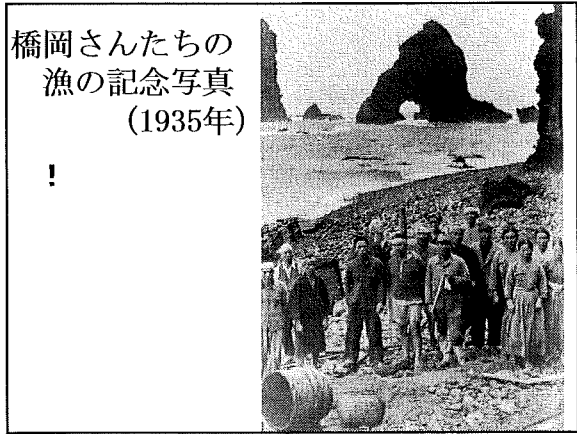
当時の1円=
現在の7000円

漁夫の給料 13人で1,300円
 1人あたり100円
 現在のお金にすると
 $100円 \times 7,000円 = 700,000円$
 (1月あたり35万円以上になる)

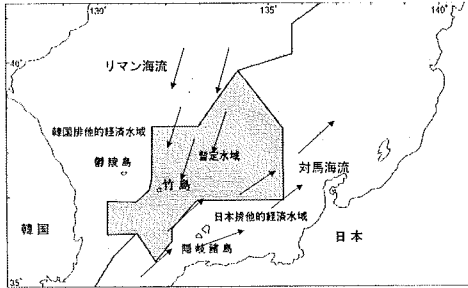
海女の給料 4人で600円
 1人あたり150円
 現在のお金にすると
 $150円 \times 7,000円 = 1,050,000円$
 (1月あたり52万円以上になる)

経営者の利益(八幡・池田・橋岡)

1,230円
 1人あたり
 $1230円 \div 3人 = 410円$
 現在のお金にすると
 $410円 \times 7,000円 = 287万円$
 (1月あたり、143万円以上)



EEZ暫定水域図(島根県より)



(4) 平和的解決に向けて



竹島・北方領土返還要求運動島根大会

学習指導上、留意していること

- ① 真の平和と友好を実現するために領土問題をあいまいにしておいてはいけないことを前提にしながら...
- ② 事実を丁寧に教えていく。
- ③ この問題をどう解決していけばよいか共に考えていく。

児童・生徒の反応(研究授業等から)

- 事実を知って安堵する傾向が見られる。
- 冷静な反応で問題点を見つけられる。
- 両国で共に開発すればいいという意見もある。
- 国際社会の一員同士としてどうあるべきか考えることができる。

今後の活動

- ① 社会科教員の研修の充実(研究授業の開催)
- ② 各小中学校での実践
発達段階を考慮した目標と指導内容の設定
- ③ 新たな教材の開発と教材化
島前や美保関から竹島に渡って漁をした歴史
水域別水揚高のメッシュ地図 など

竹島関係指導内容一覧表(案)

【教科書のタイトル】 ○ふるさと隠岐のタイトル

	小学校5年生	小学校6年生	中学校1年生	中学校2年生	中学校3年生
教科書と「ふるさと隠岐」	東書 5上 【水産業の変化】 ○ 竹島をめぐる領土問題(P34L1～L29)	東書 6上 【鎖国の中で交流する】 ○江戸時代の鬱陵島との関係(P29～P30L20)	東書 地理的分野 【日本の範囲はどこまで】 ○竹島の位置(P28) ○竹島をめぐる領土問題(P34L1～L29)	東書 歴史的分野 【日露戦争・韓国と中国】 ○明治から昭和初期の竹島との関係	東書 公民的分野 【主権国家と国際社会】 ○平和的解決に向けて
指導内容	・暖流と寒流 ・潮目 ・カニかご漁 ・200海里	・竹島と鬱陵島、隠岐諸島の位置関係 ・鬱陵島領土問題	・領海・排他的経済水域 ・北方領土・竹島・尖閣諸島	・アシカ漁 ・アワビ漁 ・領土編入・島根県告示 ・韓国併合とは無関係	・領海・排他的経済水域 ・発見・開発・国際法 ・国際司法裁判所
教科書と「ふるさと隠岐」	東書 5下 【わたしたちの国土】 ○竹島の位置(P28) ○ 竹島をめぐる領土問題(P34L1～L29)	東書 6上 【中国やロシアと戦う・朝鮮を植民地にする】 ○ 明治から昭和初期の竹島との関係	東書 歴史的分野 【鎖国下の対外関係】 ○江戸時代の鬱陵島との関係(P29～P30L20)	東書 歴史的分野 【占領と日本の民主化・国際社会に復帰する日本】 ○ 竹島をめぐる領土問題(P32・P33)	
指導内容	・北方領土 ・竹島	・アシカ漁 ・アワビ漁 ・領土編入 ・島根県告示	・竹島と鬱陵島、隠岐諸島の位置関係 ・竹島の地理的認識 ・鬱陵島領土問題	・ポツダム宣言 ・マッカーサーライン・李承晩ライン ・サンフランシスコ平和条約 ・日韓基本条約	
教科書と「ふるさと隠岐」		東書 6上 【人々の努力で、ふたたび世界の中へ】 ○ 竹島をめぐる領土問題(P32・P33)		東書 地理的分野 【日本の林業・漁業】 ○ 竹島をめぐる領土問題(P34L1～L29)	
指導内容		・サンフランシスコ平和条約 ・日韓基本条約		・暖流と寒流・潮目・カニかご漁 ・大陸棚 ・堆 ・排他的経済水域 ・新海洋法条約 ・新日韓漁業協定	
		東書 6下 【韓国と日本】			
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・竹島と隠岐諸島の位置関係がわかる。 ・隠岐の人々が竹島でアシカやアワビをとっていた事実から、竹島が隠岐と深い関係にあったことがわかる。 ・隠岐諸島と竹島周辺が豊かな漁場であることがわかる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・竹島と隠岐、鬱陵島、日本本土、韓国本土との位置関係がわかる。 ・江戸時代の領土問題は鬱陵島であったことがわかり、竹島は鬱陵島への航海の目印として山陰や隠岐の人々に認識されていたことがわかる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・サンフランシスコ平和条約で竹島が日本の領土とされたにもかかわらず、李承晩大統領によってラインが引かれ、武力占拠の状態に入ったことがわかる。 ・竹島周辺は水産資源が豊かで、山陰や隠岐にとって大切な場所であることがわかる。 ・新海洋法条約、新日韓漁業協定で暫定水域が設けられたこととその現状がわかる。